平成２１年（フ）第１７号
徳島県海部郡海陽町大里字松原50番地７
債務者　小八木　武
１　決定年月日時　平成21年７月13日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２１年（フ）第２２号
徳島県海部郡海陽町大里字松原43番地33
債務者　奥村　　崇
１　決定年月日時　平成21年７月13日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２１年（フ）第１４１号
大分市顕徳町１丁目８番２号
債務者　甲斐　美鈴（旧姓嶋村）
１　決定年月日時　平成21年７月13日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第６６３号
北九州市小倉南区湯川新町４丁目６番６―206号
債務者　紫牟田承孝（旧姓西﨑）
１　決定年月日時　平成21年７月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第７２２号
北九州市門司区清滝４丁目４番16号
債務者　大塚　祐子
１　決定年月日時　平成21年７月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第７２３号
北九州市門司区藤松２丁目２番３―305号
債務者　久野　貞次
１　決定年月日時　平成21年７月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第７３６号
福岡県中間市中鶴２丁目８番41号
債務者　國實　茂夫
１　決定年月日時　平成21年７月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第７４３号
北九州市門司区大里原町３番15号
債務者　森本　　修
１　決定年月日時　平成21年７月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第７７６号
北九州市小倉北区片野新町２丁目６番４号
債務者　豊永　優二
１　決定年月日時　平成21年７月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第９２号
福岡県田川市丸山町１番13号コーポ千里102
債務者　川口ますよ
１　決定年月日時　平成21年７月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２１年（フ）第４３１号
大分市大字荏隈792番地の36フォーブル秦Ａ102
債務者　榔野　一樹
１　決定年月日時　平成21年７月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第１７１号
宮崎県東諸県郡国富町大字八代北俣2830番地２
債務者　清　　智美
１　決定年月日時　平成21年７月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１４５号
宮崎県延岡市松原町１丁目３番地８
債務者　林田　良生
１　決定年月日時　平成21年７月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第１０３号
鹿児島県肝属郡南大隅町佐多伊座敷3273番地
債務者　石川さとよ（旧姓山野）
１　決定年月日時　平成21年７月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第１３４号
沖縄県那覇市識名２丁目９番27号
債務者　玉代勢　学
１　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第１６６号
沖縄県那覇市寄宮１丁目27番17号　桃原荘１階
債務者　兼城なおり
１　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第１７８号
沖縄県島尻郡南風原町字兼城709番地　南風原第一団地５―403
債務者　大城　　満
１　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部